

議案第 12 号

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

7月、8月におけるプール使用料について市外料金の設定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例（平成4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考に次の1項を加える。

- 7 7月1日から8月31日までの間、市外利用者（市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者以外の者をいう。）に係る使用料は、この表の2倍の額とする。ただし、アスレチックジム及びロッカーを除く。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。